

歴史まちづくり法について

この法律は、平成16年に制定された「景観法」が、主に規制により景観形成を図っていくための法律であるのに対し、市町村が行う様々な歴史まちづくりの取組を支援するための法律であり、文部科学省、農林水産省、国土交通省の三省共管で制定されたものです。

同法の制定により、歴史まちづくりを進める新たな支援制度が創設されるとともに、併せて既存の支援制度における国の補助率の拡充などが行われました。

この法律に基づく「歴史的風致維持向上計画」を策定し国の認定を受けると、当該計画の中で定める重点区域内において、それらの国の支援制度を活用することができます。

京都市におきましては、これまでから歴史まちづくりに取り組んできましたが、今後、この法律による支援制度を積極的に活用してまいりたいと考えています。

1 計画の認定を受けると活用できる国の主な支援事業

(1) 法律制定と併せて新設された事業

ア 歴史的環境形成総合支援事業

- 【事業概要】・この法律に基づき、重点区域内において別途指定する歴史的風致形成建造物等の修理・修景等に要する費用に対する支援
- ・重点区域内の道路の美装化などのハード整備や伝統行事の活性化などのソフト事業への支援

(2) 既存制度が拡充された事業

ア まちづくり交付金

- 【拡充概要】・重点区域内において認定計画に基づき国のまちづくり交付金を活用して事業を行う場合、交付率の上限を現行の40%から45%に拡充
- (事業例) 無電柱化などの道路整備事業

イ 都市公園事業

- 【拡充概要】・認定計画に基づき、公園施設として整備する古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを、補助対象施設に追加

2 京都市における国の支援事業の活用について

京都市では、歴史的風致形成建造物の指定を進め、それらの建造物の修理（今年度は上七軒歌舞練場の修理事業などを実施）に対して国の歴史的環境形成総合支援事業を活用するとともに、これまで京都市独自で行ってきた界わい景観整備地区等における建造物の外観の修理・修景等についても、この支援事業を活用していきます。

さらに、歴史まちづくり法に伴う支援事業を活用し、無電柱化事業や道路の美装化などに取り組んでまいります。また、ソフト事業に対する国の支援についても、今後、その効果的な活用を検討するなど、関係施策の融合を図りながら総合的な歴史まちづくりの推進に努めてまいります。